

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇ 選管告示
公營施設使用の個人演説会について
参議院地方選出議員通常選挙における立会演説会場の一部変更

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法第六十一條の規定による公職の候補者の公營施設使用の個人演説会を開催することのできる施設として西伯郡中浜村選挙管理委員会より次の通り指定した旨報告があつた。

昭和二十八年四月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

- 一 指定した施設
西伯郡中浜村大字小篠津 三軒屋青年会館
- 二 指定した期日
昭和二十八年四月六日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院地方選出議員選挙に係る立会演説会につき、昭和二十八年鳥取県選挙管理委員会告示第十七号及び第二十三号中立会演説会を開催すべき会場の一部を次のとおり変更する。

昭和二十八年四月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

月 日	時間	開催の市町村	変更前の会場	変更後の会場
四月十四日	十四時	日野郡根雨町	根雨公会堂	根雨小学校